



枚方市オレンジカフェ

カフェ登録のご案内

オレンジカフェとは？

※「オレンジカフェ」は枚方市の認知症カフェの愛称です。

認知症のことや物忘れ等が気になりはじめたご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換等をする地域の拠点のことです。

枚方市では、市内で開かれているカフェを市民の皆さんに広く周知するために、「枚方市オレンジカフェ」への登録受付をしております。ぜひ、ご活用ください。

枚方市オレンジカフェへの登録基準

活動内容	認知症の方が、住み慣れた地域で生活できるよう、ご本人やご家族の仲間づくりや社会参加、生きがい支援、認知症の相談・情報提供等を目的とし、誰もが気軽に立ち寄り、楽しく過ごす内容であること。
実施主体	市内に住所を有する、地域で活動している団体や個人、ボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の継続的なカフェ運営を予定する団体。
カフェ対象者	市内在住の認知症の方やそのご家族を中心に、地域住民や専門職など誰もが参加できるもの。
実施回数等	月1回以上、市内の一定の場所で定期的で開催するもの。 1回あたりの開設時間は概ね1時間以上で、概ね10人以上の参加者が集えること。
スタッフ	認知症の人及び家族からの相談に対応、若しくは関係機関を紹介できる人員を1名以上配置すること。

※介護保険事業所等で開催する場合は、指定基準(専有区画・人員基準)について、福祉指導監査課に確認をすること。

登録の特典

- ① 枚方市オレンジカフェとして、インターネット等で広報します。
- ② 枚方市オレンジカフェ認定ステッカーを進呈します。
- ③ 設立支援事業を活用いただけます。



裏面参照



カフェ設立支援事業のご案内

(スタッフ研修費用の助成)

カフェ設立支援事業とは、カフェの開設において運営スタッフに対する研修における講師報酬及び施設利用料を助成することで、より多くの地域で、カフェを増やすお手伝いをします。 ご活用ください。

設立支援事業の内容

助成内容	カフェ設立のための運営スタッフに対する研修や講座の講師報酬費及び施設利用料。 1か所につき50,000円以内。
対象団体等	枚方市オレンジカフェ登録をした団体・個人 であり カフェ登録より2年が経過していない、もしくは登録より概ね半年以内に実施可能であること
受付期間	研修開催日の一か月前までに、補助金交付申請書・実施計画書等を下記担当課まで提出してください。 申請書等は市ホームページよりダウンロード、または下記担当課まで。 先着順で、助成定数を満たすまで受け付けます。
その他	審査の結果、助成対象とならない場合もあります。ご了承ください。



申込み・問合せ先

枚方市 健康福祉政策課
TEL : 072 (841) 1461
FAX : 072 (841) 2470